2027年募集版
2026年12月17日以降申込分
2027年3月1日加入日 から使用
★ 毎月加入できます ★

UAゼンセン 介護共済（個人型）

親介護による離職の防止

自分・配偶者の介護不安の軽減

～“仕事”と“生活・介護”の両立のために～

自分の介護

配偶者の介護

「介護共済」は、介護に直面したときの
「経済的負担」「精神的負担」を軽減し、
“仕事”と“生活・介護”の両立を支えます。

親や配偶者を働きながら介護するときに備えて、
あるいは、自分に介護が
必要になったときに備えて、
「介護共済」をご活用ください。

UAゼンセンと保険会社からお知らせする「契約概要」「注意喚起情報」の重要事項が記載されている「ご加入に際しての留意事項」は、こちらからご覧いただけます!
当パンフレットに記載されている**「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。**
なお、ご加入者(被共済者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した制度内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この共済は、以下のニーズをお持ちの方に適した保障期間1年の制度です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、自動更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆ **要介護状態に備える保障**　◆ **死亡保障**

当パンフレット(「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この制度がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄 ☑
☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の制度内容はニーズに合致していますか。

共済加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の**抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら

加入申込手続

新規加入・追加加入する方	●新規加入・追加加入する場合、「申込書兼告知書」をご提出ください。 ●加入手続きに際しては、被共済者氏名の自署が必要です。「申込書兼告知書」の自署(フルネーム)欄に自署してください。 ●親の代理で組合員が申込む場合は、組合員が親の自署(フルネーム)欄に組合員の氏名を自署してください。配偶者の自署(フルネーム)欄は、配偶者自身が自署してください。
増額・減額する方	●既加入者の保障金額を変更(増額・減額)する場合、「申込書兼告知書」をご提出ください。
脱退する方	●脱退する方がいる場合、「脱退届」をご提出ください。
氏名・住所・預金口座を変更する方	●組合員の氏名・住所・預金口座を変更する場合、「加入者内容変更通知書・口座変更通知書」をご提出ください。 ●配偶者・親の氏名・住所を変更する場合、「加入者内容変更通知書」をご提出ください。
死亡給付金受取人指定代理請求人を指定・変更する方	●死亡給付金受取人・指定代理請求人を個別に指定・変更される場合は、「死亡給付金受取人指定書」「指定代理請求人指定書」をご提出ください。 ●死亡給付金受取人・指定代理請求人指定の効力発生日は、新規加入(追加加入)の加入日(効力発生日)と同じ日、死亡給付金受取人変更の効力発生日は、契約者(UAゼンセン福祉共済互助会)が引受保険会社に「死亡給付金受取人指定書」を郵送した場合は封筒の消印日、手交した場合は手交日、指定代理請求人変更の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」をUAゼンセン共済センターが受付けた日です。 ＊「申込書兼告知書」での死亡給付金受取人の変更、指定代理請求人の変更のお取扱いはできません。
内容に変更のない方	●従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
提出先 加入締切日	●書類は、所属組合経由でUAゼンセン共済センターに提出が必要です。 ●新規加入・追加加入・増額・減額・脱退の場合、原則、毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は前業務日)UAゼンセン共済センター必着です。
掛金の引落し	●掛金は毎月12日(12日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌業務日)に組合員の指定預金口座(医療・年金・積立・傷害・賠償・生命・給与保障共済ご加入の場合は同じ口座)から、配偶者・親の分も含めて、自動的に引落しされます。(所属組合によっては給与天引いただくことができます。所属組合にご確認ください。) ●掛金が引落しされなかった場合は、翌月引落しできなかった掛金とあわせて再請求いたします。 ●掛金が3カ月連続で引落しされなかった場合は、最初の引落しできなかった月の前月末日をもって自動脱退となります。(自動脱退後、再加入を希望される場合は、新規加入のお手続きをお願いいたします。)
初回掛金口座引落し日	加入締切日の翌々月の12日(12日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌業務日)
加入日(効力発生日)	加入締切日の翌々月の1日(保障終了日は加入日以降の毎年2月末日で、特段のお申し出がないかぎり自動更新)

＊必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正箇所付近に訂正署名(自署(フルネーム)欄と同一のもの)のうえ、正しい内容を記入してください。

加入締切日	初回掛金引落日	加入日(効力発生日)
2027年 1月 20日(水)	2027年 3月 12日(金)	2027年 3月 1日(月)
2月 19日(金)	4月 12日(月)	4月 1日(木)
3月 19日(金)	5月 12日(水)	5月 1日(土)
4月 20日(火)	6月 14日(月)	6月 1日(火)
5月 20日(木)	7月 12日(月)	7月 1日(木)
6月 16日(水)	8月 12日(木)	8月 1日(日)

加入締切日	初回掛金引落日	加入日(効力発生日)
2027年 7月 20日(火)	2027年 9月 13日(月)	2027年 9月 1日(水)
8月 20日(金)	10月 12日(火)	10月 1日(金)
9月 17日(金)	11月 12日(金)	11月 1日(月)
10月 20日(水)	12月 13日(月)	12月 1日(水)
11月 19日(金)	2028年 1月 12日(水)	2028年 1月 1日(土)
12月 16日(木)	2月 14日(月)	2月 1日(火)

ご相談窓口

お手続きや当制度の内容に関するご照会等につきましては、以下のUAゼンセン窓口までお問合せください。

〈 お問合せ先 〉

UAゼンセン福祉共済互助会・UAゼンセン共済センター

〒102-8274　東京都千代田区九段南4-8-19 CIRCLES+市ヶ谷駅前 2階
TEL.03-3288-3533　FAX.03-3288-3708　0120-229-075
受付時間／平日9:30～17:15
URL／https://uazensen.jp/kyousai_top/　E-mail:kyosai@uazensen.jp

右記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただくことができます。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

[契約者]UAゼンセン福祉共済互助会
[引受保険会社]日本生命保険相互会社
[引受保険商品]介護保障保険(団体型)

日本-団-2026-707-11167-M(R8.8.13)

［ 介護共済のポイント ］

核家族化や独身世帯が増加し、女性の社会進出が進むなかで、世帯の介護の担い手が少なくなってきています。働きながらの介護、高齢者同士が介護する“老老介護”、認知症の高齢者同士が介護する“認認介護”、“ヤングケアラー”と呼ばれる子どもによる家族介護もめずらしくありません。
いまや誰もが避けて通ることができない「介護問題」への備えがますます重要になっています。

経済的負担を軽減

お手頃な掛金で介護になったときの費用を準備し、公的介護保険制度を補完

■ 要介護2以上の状態等を保障

公的介護保険制度に定める**要介護2以上に認定**された場合に、介護給付金をお支払いします。
また、所定の要介護状態も保障しているため、**公的介護保険制度の対象外となる介護状態でも給付**します。
更に、死亡された場合も給付対象としています。
（介護給付金の10%）

＊死亡給付金の請求を受けても、介護給付金が支払われるときは、死亡給付金ではなく、支払額が大きくなる介護給付金を被共済者のご遺族にお支払いします。
＊介護給付金と死亡給付金を重複してお支払いすることはありません。

公的介護保険制度に定める要介護状態の区分

区　分		
軽度	要支援1・2	介護共済の保障範囲
	要介護1	
	要介護2	
中等度	要介護3	
重度	要介護4	
最重度	要介護5	

■ お手頃な掛金で、介護離職を防止

UAゼンセンのスケールメリットを活かした制度と相互扶助のしくみによるお手頃な掛金設定で、**親にも加入いただきやすくなっており、親介護による離職の防止**につながります。

（例）介護給付金の保障金額100万円の場合の月額掛金額

15～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳
290円	680円	960円	1,410円

＊年齢によって月額掛金は異なります。

■ 幅広くご家族の介護費用を準備

組合員だけでなく、配偶者、**組合員の親**、**配偶者の親**も加入いただくことができます（最大6名まで加入可）。また、介護給付金の保障金額は、100万円～500万円の中からお選びいただくことができます。

＊保障内容についての詳細は、「介護共済の特長」（P5～12）、「ご加入に際しての留意事項」（UAゼンセンホームページ掲載。以降同じ）「契約概要」の「主な保障内容」、掛金の詳細は、「月額掛金」（P6）、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「掛金」をご確認ください。

精神的負担を軽減

加入者専用サービス

「介護共済ヘルプデスク」への相談で介護の悩み・不安を軽減

■ 電話サービス

年中無休24時間無料 ＊一部サービスは利用時間が制限されます。

年中無休24時間、気軽にお電話いただける電話無料相談サービスです。組合員の悩みや不安に有資格者（ケアマネジャー等）がお応えします。

介護相談	介護施設案内	有料老人ホーム案内
介護に関する相談にケアマネジャー等がお応えします。	お近くの介護施設の情報をご提供します。	提携先有料老人ホームを特典付きでご案内します。

更に、健康・メンタルヘルス等、生活全般にわたって相談いただくことができます。
＊一部予約制のサービスがあります。

健康相談 / メンタルヘルス相談 / メンタルヘルスカウンセリング
医療機関案内 / 健康サービス取次ぎ / 専門医相談
女性専用相談 / 育児相談 / FP・税務相談

〈一般的なよくあるお問合せ〉

●最近、母の症状が悪化しています。一緒にいる介護者である父の負担が増すばかりで、疲弊しています。どうするのが良いでしょうか。
●遠方に住んでいる親が突然、介護が必要になりました。要介護認定までの流れや介護にかかる費用（自己負担額）などアドバイスをいただきたいです。
●家族で父の介護をしていたが、母も高齢になり、子どもである自分も仕事で介護に携わる時間が取れません。どのようにすればよいでしょうか。
●公的介護保険やケアマネジャーの役割などについて教えてください。

■ 訪問サービス

年中無休24時間無料 訪問・取次ぎ日時は平日9時～17時となります。

有資格者（ケアマネジャー等）が無料で訪問し、一人ひとりの事情にあわせ、きめ細かく介護について相談をお受けします。

介護相談

ケアマネジャー・介護福祉士等が訪問し、介護について相談をお受けします。

組合員 / 配偶者 / 組合員・配偶者の親
離れて暮らしていても、訪問が可能です

《ご相談の流れ》

加入者 ⇔ 介護共済ヘルプデスク

専用電話へ連絡 → ご相談承り → ご訪問日時調整 → 有資格者の訪問 → 訪問面談・相談

ケアマネジャー等が地域の実情に即したサポートをいたします。

＊訪問相談先は、加入者であることが必要です。
＊離島など一部訪問できない場合があります。
＊公的介護保険制度の介護保険サービス利用中の方は利用いただけません。

■ バリューサービス

介護事業者の商品・サービス等を優待価格で購入いただくことができます。

電話サービス・訪問サービスはこちらから
0120-801-186

バリューサービスはこちらから
https://ncon.auth.nissay-js.jp/grpAuth.php
＊ログインIDは、『sasaedesk』をご入力ください。

＊介護共済の保障内容等の問合せは対象外です。
＊「介護共済ヘルプデスク」の詳細は、「介護共済ヘルプデスク」（P12）をご確認ください。

医師の診査は不要。健康状態等の告知のみ

●医師の診査は不要で、健康状態等の告知に答えるだけで申込みできます。
●6つの質問事項に「該当しない」となる場合にお申込みください。
●質問事項に「該当する」と加入いただくことができなくなります。特にご高齢の方は元気なうちに早めに加入いただくことをご検討ください。

■ 健康状態の質問事項

質問1 申込日(告知日)現在、日常生活上の行為※1を行う際に、他人の介護や付き添い(一部介助※2・見守り※3・支え※4を含む)を受けている。

※1 日常生活上の行為とは、食事・歩行・寝返り・立ち上がり・入浴・排せつ・衣類着脱・金銭の管理をいいます。
※2 一部介助とは、自立(自立とは基本的に自分ひとりで日常生活上の行為ができる状態のことを指します)に近い状態でありながら、見守りや誘導、簡単なサポートが必要な状態のことをいいます。
※3 見守りとは、そばについて、いつでも必要な援助を行える態勢をとることをいいます。
※4 支えとは、手助けすることをいいます。

質問2 申込日(告知日)現在、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けている、または要介護・要支援の認定申請をしている。

質問3 申込日(告知日)現在、医療機関に入院中もしくは医師の指示による在宅療養中※5である。または医師により入院・手術をすすめられている。

※5 療養とは治療と養生のことで、病気やけがの手当てをし、体を休めて健康の回復をはかることです。在宅療養とはこうした過程を入院などではなく、ご自宅など住みなれた環境(在宅)で過ごすことです。

質問4 申込日(告知日)現在、骨折(手足の指を除く)・脊髄損傷で医師の治療・投薬を受けている。
*経過観察として医師の診察を継続している場合やリハビリ中の場合を含みます。

質問5 申込日(告知日)から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある。

質問6 申込日(告知日)から過去5年以内に以下の病気により医師の治療・投薬を受けたことがある。

〈16疾病〉

1 悪性新生物(がん・肉腫・白血病・リンパ腫等)または上皮内新生物(上皮内がん)
2 関節リウマチ
3 筋萎縮性側索硬化症
4 後縦靱帯骨化症
5 骨折を伴う骨粗鬆症
6 認知症・軽度認知障がい(MCI)・アルツハイマー病・レビー小体病
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
8 脊髄小脳変性症
9 脊柱管狭窄症
10 早老症
11 多系統萎縮症
12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13 脳血管疾患
14 閉塞性動脈硬化症
15 慢性閉塞性肺疾患
16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

質問事項1～6に対する答えが、一つでも「該当する」となる方は、新規加入(追加加入)・保障金額の増額をすることができません。

健康状態等について、正しく告知いただくことが大切です!

健康状態等について、被共済者ご本人が ありのままを告知 してください。(告知義務)

●共済は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障し合う制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。
●過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態について、質問事項を十分ご確認のうえ、ご回答が全て「該当しない」となる場合にお申込みください。

申込日から過去5年以内に16疾病(P3)により医師の治療・投薬を受けたことがある方は加入(増額)いただくことができません。

告知義務に違反 された場合は、ご加入・増額等の お申込内容を解除 させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。

「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消 を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。

ご加入後、告知内容等を再度確認させていただくことがあります。

ご加入後にUAゼンセンが改めて親に直接、健康状態の質問事項に該当するものがないか確認させていただくことがあります。この結果、告知すべき何らかの事実を思い出された場合(「申込書兼告知書」の提出時に質問事項に対する答えが「該当しない」であったものの、「該当する」が正当であることが判明した場合)には、所属組合・UAゼンセン窓口経由引受保険会社にお申し出ください。この場合、加入・増額の取消等を行うことになります。

給付金のご請求の際、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。
●また、被共済者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「正しく告知いただくために」(P19～21)には、健康状態等を正しく告知いただくための重要事項を記載していますので、必ずご確認ください。

介護給付金は、加入(増額)日以後の傷害または疾病を原因とした場合、お支払対象となります!

16疾病に該当しない場合であっても、加入(増額)日前の傷害または疾病を原因とした場合は、介護給付金をお支払いすることができません。

たとえば加入(増額)日前から以下に該当するような場合、介護給付金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

心疾患などで治療中の方

難病に罹患している方

精神疾患に罹患している方

障がいがある方

補助具※をお使いの方

※シルバーカー、杖など。

介護給付金はお支払いできません!

事例① 加入(増額)日前から軽度認知障がいを発症しており、その後、認知障がいが進行して、加入(増額)日後に要介護2の認定を受けた。
事例② 加入(増額)日前から癌を発症しており、その後、癌が進行して、加入(増額)日後に要介護2の認定を受けた。

介護共済の特長

幅広くご家族が加入可能

1 最大6人を保障

- 組合員・配偶者・それぞれの親※の最大6人を保障します。
- 同居・別居に関係なく、ご家族の状況に応じて、加入いただく方をお選びいただくことができます。

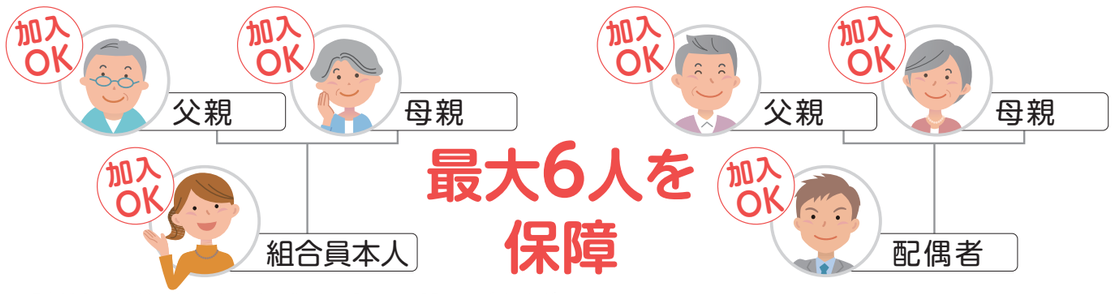

※組合員の親・配偶者の親としてそれぞれ最大2名まで加入いただくことができます。
＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「加入資格と保障金額」をご確認ください。

2 親も満85歳まで新規加入・増額することができ、満90歳まで継続可

- 組合員は満69歳まで、また配偶者・親も満85歳まで新規に加入・増額いただくことができます。
- 平均寿命（男性81.09歳※1、女性87.13歳※1）、健康寿命（男性72.57歳※2、女性75.45歳※2）よりも長い満90歳まで継続して加入いただくことができます。
- 「団体型」※3に加入している場合、加入条件・保障金額の要件が不要となります。

加入できる人・加入条件・保障金額

（年齢は加入日（効力発生日）現在の満年齢）

		加入できる人	加入条件	新規加入できる金額※4（介護給付金の保障金額※5）	
				～満69歳	満70歳～満85歳
「団体型」※3に加入していない場合	組合員	満15歳以上 満69歳以下 （満90歳まで継続可）	なし	100万円 ～500万円	
	配偶者	満18歳以上 満85歳以下 （満90歳まで継続可）	組合員加入	100万円～500万円 〔 ただし、組合員の保障金額の2倍以内 〕	
	組合員の親				
	配偶者の親		組合員・配偶者加入		
「団体型」※3に加入している場合	組合員	満15歳以上 満69歳以下 （満90歳まで継続可）	なし	100万円 ～500万円	
	配偶者	満18歳以上 満85歳以下 （満90歳まで継続可）		100万円～500万円	
	組合員の親				
	配偶者の親				

※1 日本にいる日本人の平均寿命で厚生労働省「令和6年 簡易生命表」に基づく。
※2 日本にいる日本人の健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）で厚生労働省「健康寿命の令和4年値について」に基づく。
※3 組合・企業・共済会等が掛金を負担し、所定の組合員を被共済者とする「介護共済（団体型）」のことを指します（以降同じ）。「団体型」加入の有無は所属の組合・企業・共済会等にご確認ください。
※4 介護給付金の保障金額は100万円・150万円・200万円・250万円・300万円・400万円・500万円からお選びください。
※5 死亡給付金の保障金額は介護給付金の保障金額の10%となります。
＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「加入資格と保障金額」をご確認ください。　＊保障期間1年の制度で原則として自動更新します。

お手頃な掛金、しっかり保障

3 親も加入しやすいお手頃な掛金体系

- UAゼンセンのスケールメリットを活かした助け合い制度ならではの掛金設定となっています。
- 更に、親世代・現役世代の世代間扶助方式によって、介護保障が特に必要な親世代にも加入しやすいお手頃な掛金設定となっています。

＊掛金は2027年3月1日時点の満年齢でご確認ください。
（この共済は、保障期間1年の制度で毎年3月1日に更新され、毎年3月1日時点の満年齢に基づき、掛金額が決まります。）

月額掛金（本人・配偶者・親）

介護給付金の保障金額は以下からお選びください。

（掛金の単位:円）

満年齢	介護給付金の保障金額						
	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円
15～65歳	290	435	580	725	870	1,160	1,450
66～70歳	680	1,020	1,360	1,700	2,040	2,720	3,400
71～75歳	960	1,440	1,920	2,400	2,880	3,840	4,800
76～80歳	1,410	2,115	2,820	3,525	4,230	5,640	7,050
81歳	1,880	2,820	3,760	4,700	5,640	7,520	9,400
82歳	2,070	3,105	4,140	5,175	6,210	8,280	10,350
83歳	2,290	3,435	4,580	5,725	6,870	9,160	11,450

満年齢	介護給付金の保障金額						
	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円
84歳	2,530	3,795	5,060	6,325	7,590	10,120	12,650
85歳	2,820	4,230	5,640	7,050	8,460	11,280	14,100
86歳	3,150	4,725	6,300	7,875	9,450	12,600	15,750
87歳	3,530	5,295	7,060	8,825	10,590	14,120	17,650
88歳	3,950	5,925	7,900	9,875	11,850	15,800	19,750
89歳	4,460	6,690	8,920	11,150	13,380	17,840	22,300
90歳	4,650	6,975	9,300	11,625	13,950	18,600	23,250

＊当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。「満年齢」とは、3月1日（更新日）時点での被共済者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。掛金額は、組合員・配偶者・親同一、男女同一です。＊介護給付金の保障金額は一時金ベースです。＊上表に記載の金額には、介護給付金の保障金額100万円あたり30円が制度運営費として含まれています。＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「掛金」をご確認ください。

4 公的介護保険制度を補完する保障内容

- 介護共済は公的介護保険制度にリンクした給付体系であると同時に、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる介護状態でも給付します。
- 死亡された場合も給付対象としています。

保障内容

次のいずれかに該当したとき 1 公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定 2 所定の要介護状態が180日以上継続	介護給付金
死亡されたとき	死亡給付金 〔介護給付金の10%〕

＊死亡給付金の請求を受けても、介護給付金が支払われるときは、死亡給付金ではなく、支払額が大きくなる介護給付金を被共済者のご遺族にお支払いします。
＊介護給付金と死亡給付金を重複してお支払いすることはありません。

介護給付金の保障内容の詳細は、次ページをご確認ください。

TOPICS

介護給付金の保障内容を更に詳しく…

●介護共済は、公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定されたときにお支払いしますので、介護に要する費用を備えることができます。
●また、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる39歳以下の方も保障対象となります。更に、公的介護保険制度では40歳～64歳の方は「加齢に伴う16種類の特定の疾病」の場合のみ認定対象ですが、当共済は「加齢に伴う16種類の特定の疾病」以外の病気やケガでも給付対象です。

「公的介護保険制度」の認定対象

年齢区分	公的介護保険制度	
39歳以下	公的介護保険制度の対象外	
40歳～64歳（第2号被保険者）	「加齢に伴う16種類の特定の疾病」※を原因とする要介護・要支援状態が認定対象（自己負担あり）	左記以外は対象外（「加齢に伴う16種類の特定の疾病」以外の病気や、交通事故等による骨折やケガ等で介護が必要な状態）
65歳以上（第1号被保険者）	原因を問わず要介護・要支援状態にあるとき認定対象（自己負担あり）	

※「加齢に伴う16種類の特定の疾病」の詳細は、「公的介護保険制度の保障範囲」(P17)をご確認ください。

□の部分は、公的介護保険制度の対象。
1 介護共済は公的介護保険制度に定める要介護2以上のとき、介護給付金をお支払いします。

☒の部分は、公的介護保険制度の対象外。
2 介護共済は所定の要介護状態が180日以上継続したとき、介護給付金をお支払いします。

「介護共済」介護給付金の給付対象

1 公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定

2 所定の要介護状態（次の①②いずれかに該当）が180日以上継続

①常時寝たきり状態で、**(ア)に該当**し、かつ、**(イ)～(オ)のうち2項目以上に該当**して他人の介護を要する状態

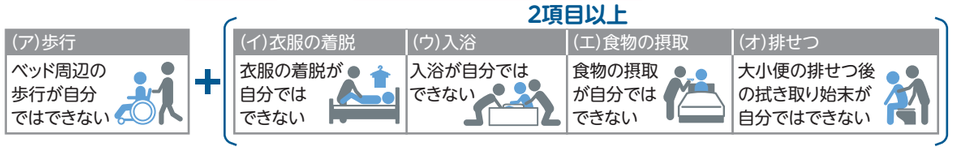

②「器質性認知症」と診断確定され、「意識障がい」のない状態において「見当識障がい」があり、かつ、他人の介護を要する状態

〈具体イメージ〉

アルツハイマー病の認知症等で脳に障がい ＋ 意識がはっきりしている状態でも時間・場所・人物の認識ができない

＊保障内容の詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「主な保障内容」をご確認ください。
＊「障害」を「障がい」と表記しています(以降、当パンフレット中、同様)。

選べる受取方法

5 介護給付金の受取方法が豊富

●介護給付金の受取方法は加入申込時に選択することは不要です。
介護給付金請求時にニーズに応じて選択いただくことができます。

介護の形や期間は様々

●介護が必要になったときのご家族の状況や介護状態等によって、介護の形や期間、そのために必要な費用も変わってきます。例えば、有料老人ホームへの入居には多くの一時金が必要になり、また、長期間の介護が予想される場合には終身にわたって費用を準備する必要があります。

	初期費用（まとまった費用が必要）	月々の費用（一生涯にわたり必要）
在宅介護	●自宅の改修等 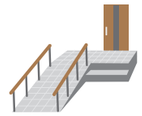	●介護サービス・宅配・移動サービス等
施設介護	●有料老人ホームの入居一時金等	●介護サービス・食費・住居費・日常生活費等

＊介護にかかる「初期費用」「月々の費用」の詳細は、「自己負担額の実態」(P18)をご確認ください。

受取方法の種類

●当共済では、豊富な介護給付金の受取方法をご用意しており、介護が必要になったときの多様なニーズに応じて、介護給付金請求時に受取方法を選択いただくことができます。(年金払特約が無料で自動付帯されています。年金受取は、介護給付金の保障金額※300万円以上で選択いただくことができます。)
●介護給付金の受取方法として、年金・一時金どちらを選択された場合も、被共済者が受取人の場合、非課税です。

介護給付金の保障金額※	受取方法	給付金の使い方(例)
100万円～250万円	一時金	●一時金を初期費用に 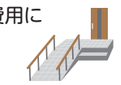
300万円	選択肢①：一時金 / 選択肢②：年金	●一時金を初期費用に ●年金を月々の費用に
400万円～500万円	選択肢①：一時金 / 選択肢②：年金 / 選択肢③：一時金+年金	

＊年金受取人は被共済者自身となります。　＊被共済者死亡後の遺族による介護給付金請求時は年金受取を選択いただくことはできません。
＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「年金払特約」「税務上のお取扱い」をご確認ください。
※介護給付金の保障金額はお支払金額を指します。

年金の受取方法も様々

●年金は、一生涯受取が続く「保証期間付介護終身年金」、受取期間を指定できる「確定年金」から選択いただくことができます。

＊保証期間付介護終身年金は、第1回年金受取時に年金受取人の方が年齢満51歳以上の場合にのみ選択いただくことができます。

年金の種類	受取期間	年金の型
保証期間付介護終身年金	終身(保証期間5年)	定額型
確定年金	5年	いずれかを選択 ・定額型 ・逓増型 (年5%の単利)
	10年	
	15年	

年金受取の詳細は、次ページをご確認ください。

TOPICS

年金の受取例

介護給付金の保障金額※1:300万円
年金支払開始年齢:70歳(男性)

保証期間付介護終身年金(保証期間5年)

- 被共済者が生存されている間、毎年、同額の年金額を生涯(終身)にわたってお支払いします。
- 保証期間(5年)中に年金受取人が死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価(一時金)を年金受取人の相続人にお支払いします。
- 介護が必要になったときに長期間の介護が予想される場合には、「保証期間付介護終身年金」を選択いただくことをご検討ください。

▶15年後にお亡くなりになった場合

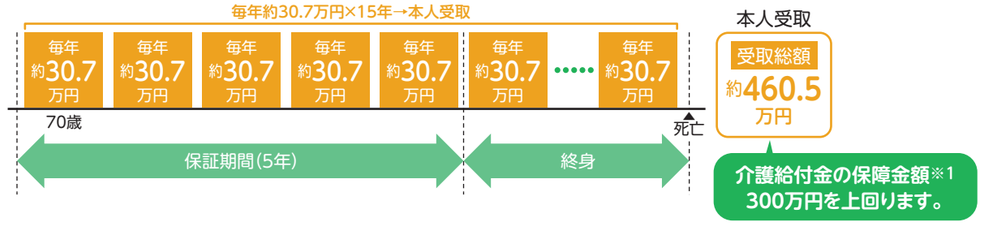

▶4年後にお亡くなりになった場合

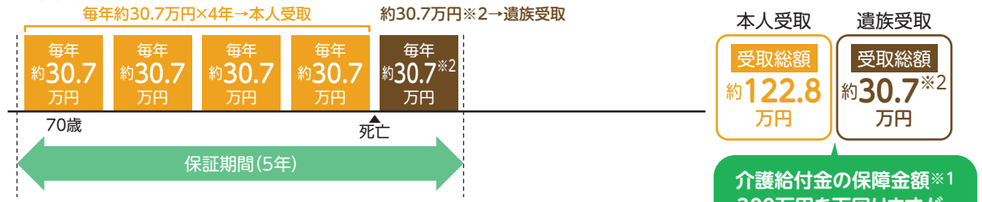

※1 年金原資(年金基金)として設定する金額を指します。
※2 残存保証期間に受取る予定であった年金額の合計ではありません。
この金額を引受保険会社所定の利率で割り引いて現在価値にした額
(未払年金現価)をお支払いします。

＊保証期間付介護終身年金は、第1回年金受取時に年金受取人の方が年齢満51歳以上の場合にのみ選択いただくことができます。

＊保証期間付介護終身年金は、年金原資(年金基金)の設定時における被共済者の年齢・性別により年金年額が異なります。
詳細は、【年金年額】(P10)、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「年金払特約」をご確認ください。

プラスアルファ

- 保証期間付介護終身年金は要介護者に限った生存率を使用しているため、一般的な終身年金よりも年金額が大きくなります。

年金年額の水準　(例:介護給付金300万円で男性の場合)

年金支払開始年齢	保証期間付介護終身年金	一般的な終身年金
70歳	約30.7万円	約16.2万円
80歳	約40.5万円	約24.0万円

＊一般的な終身年金とは、引受保険会社が他で提供している保証期間付終身年金を指します。

「保証期間付介護終身年金」以外に「確定年金(受取期間:5年・10年・15年)」も選択いただくことができます。

【年金年額(介護給付金300万円の場合)】

- 年金原資(年金基金)として設定する介護給付金の保障金額が、例えば300万円の場合の年金年額は以下のとおりです。(2026年6月現在)

＜5年保証期間付介護終身年金の場合＞
■保証期間付介護終身年金は、年金原資(年金基金)の設定時における被共済者の年齢・性別等により以下のとおり年金年額が異なります。

年齢	男性	女性
51歳	約19.9万円	約12.2万円
52歳	約20.4万円	約12.5万円
53歳	約20.9万円	約12.8万円
54歳	約21.4万円	約13.1万円
55歳	約21.9万円	約13.4万円
56歳	約22.4万円	約13.7万円
57歳	約23.0万円	約14.1万円
58歳	約23.5万円	約14.4万円
59歳	約24.1万円	約14.8万円
60歳	約24.7万円	約15.2万円
61歳	約25.2万円	約15.6万円
62歳	約25.8万円	約16.0万円
63歳	約26.4万円	約16.5万円
64歳	約27.0万円	約17.0万円

年齢	男性	女性
65歳	約27.6万円	約17.5万円
66歳	約28.2万円	約18.0万円
67歳	約28.8万円	約18.6万円
68歳	約29.4万円	約19.1万円
69歳	約30.1万円	約19.7万円
70歳	約30.7万円	約20.4万円
71歳	約31.5万円	約21.1万円
72歳	約32.3万円	約21.8万円
73歳	約33.1万円	約22.5万円
74歳	約34.0万円	約23.4万円
75歳	約35.0万円	約24.2万円
76歳	約36.0万円	約25.1万円
77歳	約37.1万円	約26.1万円
78歳	約38.2万円	約27.1万円

年齢	男性	女性
79歳	約39.4万円	約28.1万円
80歳	約40.5万円	約29.2万円
81歳	約41.7万円	約30.4万円
82歳	約42.9万円	約31.6万円
83歳	約44.2万円	約32.9万円
84歳	約45.4万円	約34.3万円
85歳	約46.6万円	約35.7万円
86歳	約47.8万円	約37.2万円
87歳	約49.0万円	約38.8万円
88歳	約50.3万円	約40.4万円
89歳	約51.5万円	約42.1万円
90歳	約52.6万円	約43.9万円
91歳	約53.7万円	約45.6万円

＜確定年金の場合＞
■確定年金は、年金原資(年金基金)の設定時における被共済者の年齢・性別等によって年金年額が異なることはありません。

受取期間・年金の型		初回年金年額	最終年金年額
5年確定年金	定額型	約60.2万円	約60.2万円
	逓増型	約54.7万円	約65.7万円
10年確定年金	定額型	約30.6万円	約30.6万円
	逓増型	約25.0万円	約36.3万円
15年確定年金	定額型	約20.7万円	約20.7万円
	逓増型	約15.4万円	約26.3万円

＊P9および上記の年金年額は、2026年6月現在において、引受保険会社が更新後の保障期間に適用する予定の基礎率(予定利率・予定死亡率等)を基に計算しております。実際に受取ることができる年金年額は、年金原資(年金基金)設定時の基礎率(予定利率・予定死亡率等)を基に計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金年額と異なる(増減する)ことがあります。

他にもこんなメリットが

6 親に代わり組合員による申込み・告知が可能

●ご加入の際には、被共済者による申込み・告知が必要になりますが、親に代わって、組合員が申込み・告知いただくことができます。(代理申込み・告知)

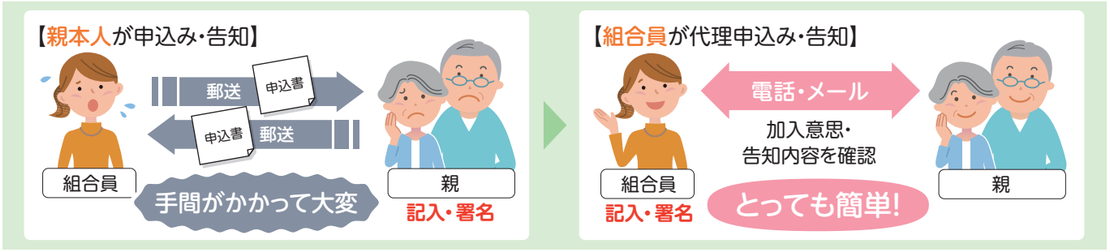

ご加入後にUAゼンセンが改めて親に直接、健康状態の質問事項に該当するものがないか確認させていただくことがあります。(満70歳以上でご加入いただいた方にはUAゼンセンより直接、書面を送付させていただきます。)※

※告知すべき何らかの事実を思い出された場合(「申込書兼告知書」の提出時に質問事項に対する答えが「該当しない」であったものの、「該当する」が正当であることが判明した場合)には、所属組合・UAゼンセン窓口経由生命保険会社にお申し出ください。この場合、加入・増額の取消等を行うことになります。
＊代理申込み・告知を行う場合、被共済者となる親にパンフレット記載内容を説明し、保障内容が親の意向に合致していることを確認するとともに、介護共済の被共済者となることの同意を取得し、代理して申込み・告知することの了承を得たうえで、健康状態等の質問事項を説明いただき、代理申込み・告知してください。
＊配偶者は配偶者自身が申込み・告知する必要があります。
＊詳細は、「正しく告知いただくために」(P19～21)をご確認ください。

7 退職後も保障を継続することが可能

●「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、退職後も配偶者や親を含めて、保障を継続いただくことができます。(組合が認めた場合)

＊年会費1,800円が必要となります。
＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「退職後の継続加入等」をご確認ください。

8 介護医療保険料控除で掛金負担が軽減

●所得税・住民税における介護医療保険料控除により、実質的に掛金負担が軽減されることもあります。介護医療保険料控除の対象となるのは、掛金から制度運営費と配当金を除いた金額(控除対象額)です。

所得税の軽減効果
(例:控除対象額5,000円×12カ月=60,000円の場合)

課税所得	控除前税額	控除後税額	効果
180万円	90,000円	88,250円	▲1,750円
300万円	202,500円	199,000円	▲3,500円
500万円	572,500円	565,500円	▲7,000円

＊課税所得の算出には、介護医療保険料控除を考慮していません。
＊復興特別所得税については考慮していません。
＊税務の取扱い等について、2026年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
＊今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
＊個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。
＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「税務上のお取扱い」をご確認ください。

9 介護状態でも代理人による給付金請求が可能

●被共済者があらかじめ指定代理請求人を指定いただくことにより、介護給付金の受取人が介護状態等になり請求の意思表示ができなくなった場合でも、代理人による請求ができます。

＊組合員の指定代理請求人は個別指定することができます。個別指定しない場合は、「組合員の家族のうち〈労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位〉」が組合員の指定代理請求人になります。
＊指定代理請求人の範囲などの詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「指定代理請求人によるご請求」をご確認ください。

10 「介護共済ヘルプデスク」で、介護をはじめ、生活全般の相談が可能

●「介護共済ヘルプデスク」では、介護の悩み・不安をはじめ、健康・メンタルヘルス等、生活全般にわたって相談いただくことができます。

電話サービス(無料)　【利用できる方】加入者とその家族

	サービス内容	利用時間	利用方法
介護相談	介護に関する相談にケアマネジャー等がお応えします。	年中無休24時間	電話・メール
介護施設案内	お近くの介護施設の情報をご提供します。	年中無休24時間	電話・ネット
有料老人ホーム案内	提携先有料老人ホームを特典付きでご案内します。	年中無休24時間 ※取次サービス(電話)の場合、 月～金曜日　9:00～17:00 (祝日・12/30～1/3を除く)	電話・ネット・メール
健康相談	お体の不調や健康管理に関する相談に看護師等がお応えします。	年中無休24時間	電話・メール
メンタルヘルス相談	メンタルヘルスについて、看護師等に相談いただくことができます。	年中無休24時間	電話
メンタルヘルスカウンセリング(電話)	メンタルヘルスについて、臨床心理士等がカウンセリングします。 (予約制)	予約受付時間 月～金曜日　9:30～17:00 実施時間 月～金曜日　9:30～17:00 (いずれも祝日・12/29～1/4を除く)	電話
メンタルヘルスカウンセリング(対面)	全国にあるカウンセリングルームで、 メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングします。 (予約制)	予約受付時間 月～金曜日　9:30～17:00 実施時間 月～金曜日　10:00～20:00 土曜日　10:00～18:00 (いずれも祝日・12/29～1/4を除く)	対面
医療機関案内	お近くの医療機関や専門の医療機関の情報をご提供します。	年中無休24時間	電話・ネット
健康サービス取次ぎ	人間ドック等の割引取次ぎ、情報提供を行います。	月～金曜日　9:00～17:00 (祝日・12/30～1/3を除く)	電話・ネット・メール
専門医相談	指導医や独自に集積した専門医データベースの中から診断名に応じた適切な医師に相談いただくことができます。(予約制)	年中無休24時間	電話
女性専用相談	女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談いただくことができます。(予約制)	年中無休24時間	電話
育児相談	お子様(小学生まで)の健康に関するお悩みについて、小児科医(予約制)、看護師等に相談いただくことができます。	年中無休24時間	電話
管理栄養士相談	健康保持増進のための栄養、食事に関する悩みについて、管理栄養士に相談いただくことができます。(予約制)	年中無休24時間	電話
FP・税務相談	遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談いただくことができます。	月～金曜日　10:00～18:00 (祝日・12/28～1/4を除く)	電話

訪問サービス(無料)　【利用できる方】加入者　※家族が加入者について相談することは可能です。

	サービス内容	利用時間	利用方法
介護相談	組合員・配偶者・それぞれの親の介護に、ニチイ学館の有資格者(ケアマネジャー等)が訪問し、介護について相談をお受けします。	年中無休24時間　訪問・取次ぎ日時は 月～金曜日　9:00～17:00 (祝日・12/29～1/4を除く)	訪問

<介護訪問相談サービスについてのご留意点>
●介護訪問自体は無料ですが、相談を受けるにあたり必要な諸経費(利用者ご本人の交通費等)は、全て利用者ご本人で負担いただきます。●介護訪問相談サービス(以下、「当サービス」)は、株式会社ライフケアパートナーズがご案内・お取次ぎし、株式会社ニチイ学館が訪問するサービスです。引受保険会社(日本生命保険相互会社)の提供する保険またはサービスではありません。また、ご利用に関して生じた損害について引受保険会社は責任を負いません。●介護訪問相談では、要介護(支援)状態の方で、現在受けている介護サービスについては、相談いただけない場合があります。●訪問サービス担当者への取次ぎは、一週間から10日ほどお時間を頂戴しておりますのでご了承ください。●原則、訪問先は対象者の自宅となります。●ご訪問日時はご相談のうえ、決定させていただきます。●地域によっては当サービス対象外となる場合があります。●記載の内容は2026年8月現在のものであり、今後当サービスの内容を変更または廃止する場合があります。●当サービスご利用のお申込みは、引受保険会社との契約についての給付金等のご請求を兼ねるものではございません。給付金等のご請求は、UAゼンセンの定めるお手続きにしたがって行っていただきます。

バリューサービス　【利用できる方】加入者である組合員および配偶者・二親等以内のご親族

	サービス内容	利用時間	利用方法
バリューサービス	介護事業者の商品・サービス等を優待価格で購入いただくことができます。	年中無休24時間	ネット

ご利用方法

電話サービス・訪問サービス
電話 0120-801-186
ネット・メール https://www.kenkokaigo.jp

バリューサービス
ネット https://ncon.auth.nissay-js.jp/grpAuth.php
＊ログインIDは、『sasaedesk』をご入力ください。

＊「介護共済」の加入者専用のサービスです。　＊介護共済の保障内容等の問合せは対象外です。

介護共済の加入の考え方・加入例

親との同居・別居、親の年齢や収入などにより介護の形は千差万別。
ご家族の状況に応じた保障を準備する考え方や加入例を紹介します。

加入の考え方

～「誰が介護になったら困るだろう」などと考えながら、加入者や保障金額をご検討ください～

- ●誰が介護になったら困るか　●近くに介護者はいるのか
- ●親の年金収入は国民年金だけか、厚生年金もあるか（=介護に備えるお金がどれだけあるか）
- ●住んでいる住宅の改修が、どの程度必要になりそうか

＊介護に必要な費用の金額は、「ご参考:自己負担額の実態」(P18)をご確認ください。
＊国民年金のみの年金収入は、国民年金に加えて厚生年金もある場合の年金収入に比べて少なくなるため、介護共済で備える金額は高くなります。
＊加入できる人や保障金額には一定の条件があります。詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「加入資格と保障金額」をご確認ください。

あくまでも加入例です
ご家族の状況に応じて、加入いただく方や保障金額を決めていただくことができます。

加入例①～⑦を参考にして、
加入者や保障金額を増減させて、
あなたにとって最適な加入プランを
考えてみましょう!

	親と自分たちの介護に備える					自分たちの介護に備える		
	加入例①	加入例②	加入例③	加入例④	加入例⑤		加入例⑥	加入例⑦
	親介護重視	母親（父親）重視	均等準備	同居親重視	同居均等準備		夫婦安心	単身安心
イメージ	夫婦それぞれの親介護に特に備えたい方 親の収入は国民年金のみ	母親（父親）の介護に特に備えたい方 親の収入は国民年金のみ ＊以下の加入内容は母親重視の場合を記載しています。	親と自分たちの両方の介護に備えたい方 親の収入は国民年金＋厚生年金	同居する自分の親の介護に特に備えたい方 親の収入は国民年金のみ	同居する自分の親と自分たちの両方の介護に備えたい方 親の収入は国民年金＋厚生年金	イメージ	自分たちの介護に手厚く備えたい方	自分の介護に手厚く備えたい方
月額掛金	11,550円	7,710円	4,140円	5,790円	1,260円	月額掛金	1,740円	1,450円
加入内容	介護給付金の保障金額（月額掛金）	介護給付金の保障金額（月額掛金）	介護給付金の保障金額（月額掛金）	介護給付金の保障金額（月額掛金）	介護給付金の保障金額（月額掛金）		介護給付金の保障金額（月額掛金）	介護給付金の保障金額（月額掛金）
組合員（40歳）	150万円（435円）	150万円（435円）	100万円（290円）	150万円（435円）	100万円（290円）	組合員（58歳）	300万円（870円）	500万円（1,450円）
配偶者（42歳）	150万円（435円）	150万円（435円）	100万円（290円）	150万円（435円）	100万円（290円）	配偶者（52歳）	300万円（870円）	
組合員の父（73歳）	300万円（2,880円）	100万円（960円）	100万円（960円）	300万円（2,880円）	加入しない			
組合員の母（70歳）	300万円（2,040円）	300万円（2,040円）	100万円（680円）	300万円（2,040円）	100万円（680円）			
配偶者の父（75歳）	300万円（2,880円）	100万円（960円）	100万円（960円）	加入しない	加入しない			
配偶者の母（73歳）	300万円（2,880円）	300万円（2,880円）	100万円（960円）					

介護給付金の保障金額が300万円の場合は、介護給付金の受取方法を「一時金」「年金」から選択いただくことができます。

＊介護給付金の受取方法の詳細は、「介護共済の特長」の「5 介護給付金の受取方法が豊富」(P8)をご確認ください。

＊当パンフレットにおける年齢は満年齢で記載しております。「満年齢」とは、3月1日(更新日)時点での被共済者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。　＊年齢によって月額掛金は異なります。　＊介護給付金の保障金額は一時金での受取額です。
＊詳細は、「月額掛金」(P6)、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「掛金」をご確認ください。

介護給付金の保障金額が400万円・500万円の場合は、介護給付金の受取方法を「一時金」「年金」「一時金+年金」から選択いただくことができます。

＊介護給付金の受取方法の詳細は、「介護共済の特長」の「5 介護給付金の受取方法が豊富」(P8)をご確認ください。

ご参考

介護を巡る現状

介護になると、どれぐらいの負担になるの？

介護が必要な人

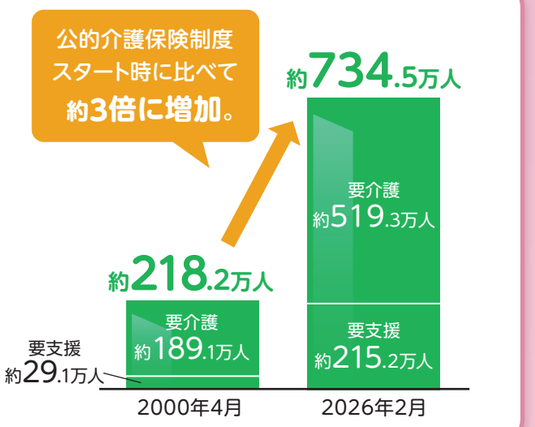

＊要介護・要支援の認定者数(介護共済の保障内容とは異なります。)
出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報暫定版)」(平成12年4月分)
(令和8年2月分)

介護にかかる費用

＊詳細は、「ご参考:公的介護保険制度」(P17)をご確認ください。

出典:(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」
2024(令和6)年度

介護に必要な期間

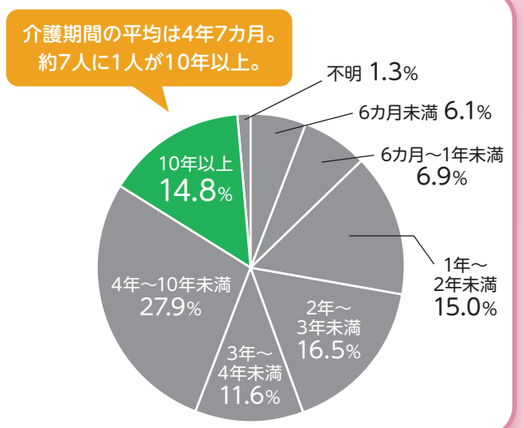

出典:(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」
2024(令和6)年度

介護になる原因

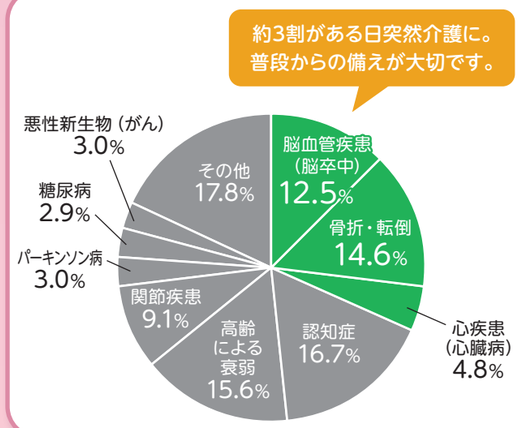

＊現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合
(「現在の要介護度」とは、2025(令和7)年6月の要介護度をいいます。)
出典:厚生労働省「2025(令和7)年 国民生活基礎調査の概況」

超高齢社会を迎えて、介護はどの家族にとっても身近な問題になりました。
介護には多額の費用が発生します。介護は先が見えず、長期にわたる出費が
必要になることも。普段から「初期費用」「月々の費用」を準備しておくと安心です。

介護離職すると、どれくらい大変になるの？

主な介護者の状況

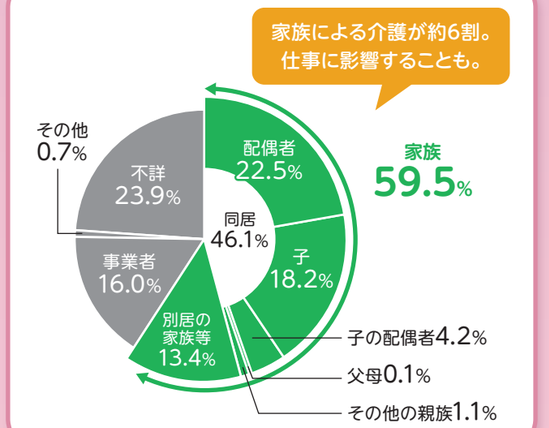

出典:厚生労働省「2025(令和7)年 国民生活基礎調査の概況」

介護離職者(約10万人※)の年代別割合

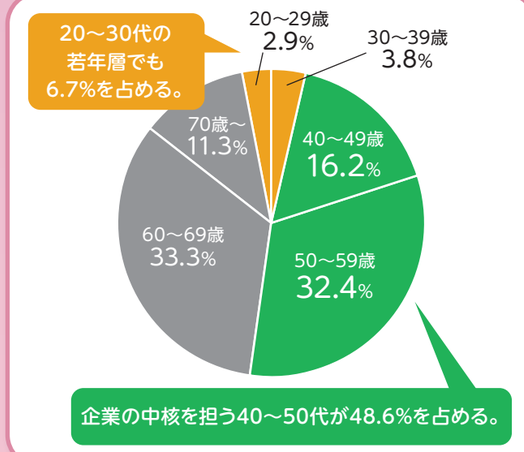

※2021年10月～2022年9月に、介護・看護のために過去1年間に前職を離職した人数
出典:総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」

介護離職後に就職活動を行った人の再就職状況

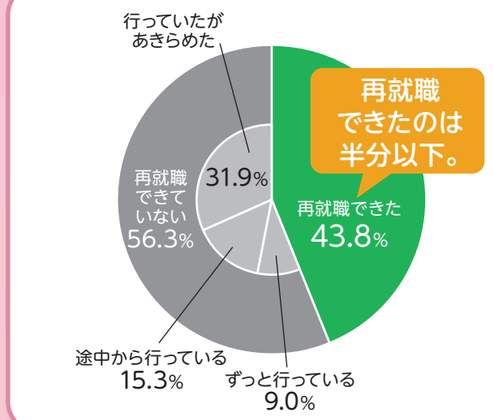

出典:総務省行政評価局「介護施策に関する行政評価・監視(平成30年6月)
ー高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心としてー
ー<結果に基づく勧告>」

再就職後の賃金の変化

(単位:%)

年齢	増加した	変わらない	減少した	3割以上	3割未満1割以上	1割未満	不明
40～44歳	41.7	20.7	37.4	9.9	15.0	12.5	0.2
45～49歳	39.7	27.5	32.5	7.5	19.8	5.2	0.3
50～54歳	27.0	19.1	53.2	18.2	20.4	14.6	0.7
55～59歳	32.1	16.5	49.9	11.8	15.6	22.4	1.5
60～64歳	14.6	24.0	61.2	6.5	22.5	32.1	0.2
65歳以上	18.7	12.3	69.0	2.4	31.5	35.1	ー

50歳以上は賃金が減少した人の割合が最多です。

出典:厚生労働省「令和2年転職者実態調査の概況」を基に作成

介護離職した場合のリスク

●安定した収入が途絶え、将来受取る公的年金や退職金が大きく減少し、老後の資金計画が困難に。
＊介護離職し収入がなくなっても、介護費用は発生し続ける!
●社会との交流が減り、孤立するリスクがある。
●キャリアを手放すことになり、再就職後の賃金が減少。
●離職期間が長引けば再就職が困難になり、困窮することも。

当資料に記載のデータについては、出典元からの引用によるものであり、当共済の支払事由とは異なります。

ご参考 公的介護保険制度

※2026年6月現在の公的介護保険制度の内容を記載しています。

公的介護保険制度の保障範囲

●公的介護保険制度は、39歳以下は認定対象外であり、40歳～64歳も「加齢に伴う16種類の特定の疾病」の場合のみ認定対象となります。(要介護・要支援状態と認定されることが必要です。)

年齢区分	要介護・要支援の原因	
	加齢に伴う16種類の特定の疾病※1	左記以外の病気・ケガ
39歳以下	対象外	対象外
40歳～64歳(第2号被保険者)	対象※2 (自己負担あり)	対象外
65歳以上(第1号被保険者)	対象 (自己負担あり)	対象 (自己負担あり)

※1 ①がん※3 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※2 40歳～64歳は、交通事故等による骨折やケガ等で介護が必要な状態になっても、公的介護保険制度の対象外となります。

※3 医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

自己負担が必要な範囲

❶介護サービスを利用する場合、所得によって費用の1割～3割が利用者の自己負担となります。
❷在宅介護サービスは、要介護度に応じて利用限度額があります。利用限度額を超過した分は、全額、自己負担です。
❸公的介護保険制度の対象外となる食費、居住費、日常生活費は、原則、全額自己負担です。

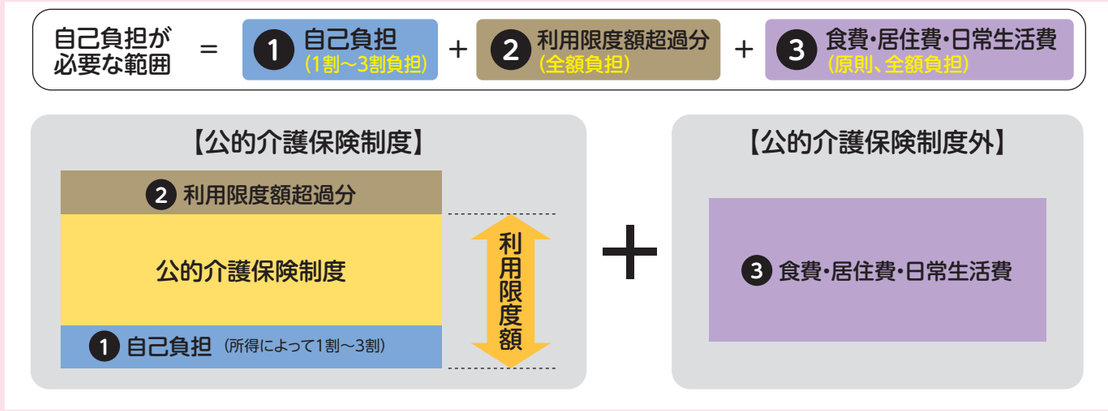

〈利用限度額・自己負担額の金額(月額)〉

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用限度額※1	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
自己負担額(1割負担)※2	5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円
自己負担額(2割負担)※2	10,064円	21,062円	33,530円	39,410円	54,096円	61,876円	72,434円
自己負担額(3割負担)※2	15,096円	31,593円	50,295円	59,115円	81,144円	92,814円	108,651円

※1 標準的な地域の例(額は介護報酬の1単位を10円として計算)　※2 支給限度額いっぱいまで利用した場合の自己負担額
＊2019年度介護報酬改定後の金額
＊自己負担額が著しく高額になった場合には、負担を軽減するしくみ(高額介護サービス費等)がありますが、対象は❶自己負担のみとなります。

ご参考 自己負担額の実態

初期費用

●介護を始めるとき、「在宅介護」では自宅の改修等、「施設介護」では有料老人ホームの入居一時金等の自己負担が発生します。

〈初期費用の実態〉

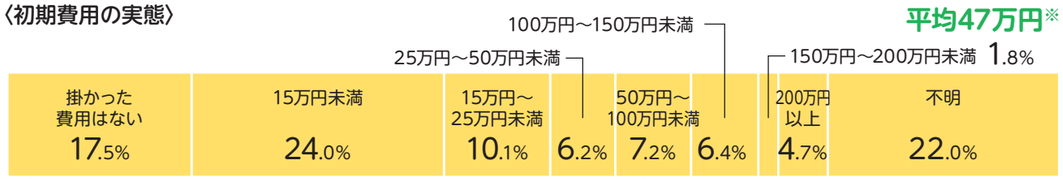

※「掛かった費用はない」を0円として平均を算出　出典:(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2024(令和6)年度

〈在宅介護にかかる自費で購入等した場合の初期費用(目安)〉

車いす
自走式:5万円～21万円
電動式:30万円～67万円

移動用リフト
据置式:24万円～90万円(工事費別)
レール走行式:56万円～(工事費別)

手すり
廊下・階段・浴室用等
2万円～(工事費別)

特殊寝台
16万円～61万円

ポータブルトイレ
水洗式:3万円～7万円
シャワー式:13万円～19万円

階段昇降機
いす式直線階段用
52万円～(工事費別)

＊住宅改修費は原則1人につき公的介護保険制度から20万円を限度に支給(うち、所得によって1割～3割自己負担)されます。20万円を超えた分は、全額、自己負担となります。そのほか、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の支給など公的介護保険の対象となる場合があります。
出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに日本生命保険相互会社にて作成

〈施設介護にかかる初期費用(目安)〉

公的	特別養護老人ホーム	入居一時金　なし
公的	介護老人保健施設	入居一時金　なし
民間	有料老人ホーム	入居一時金　500万円以上 かかるケースが70%超を占めています。 ※入居一時金無料のケースや地域により利用料の差がある場合等があります。

入居一時金が不要の一方、入居率は、ほぼ満員
入所待ちになる可能性も

出典:東京都福祉局「東京都内有料老人ホーム一覧」(令和8年2月1日現在)から日本生命が作成、介護付有料老人ホームのうち、入居一時金の538施設について集計

月々の費用

●介護期間中は、「在宅介護」では介護サービス(所得によって1割～3割)、宅配・移動サービス等(全額)の自己負担が発生します。「施設介護」では施設での介護サービス(所得によって1割～3割)、食費、居住費、日常生活費等(全額)の自己負担が発生します。

〈月々の費用の実態〉

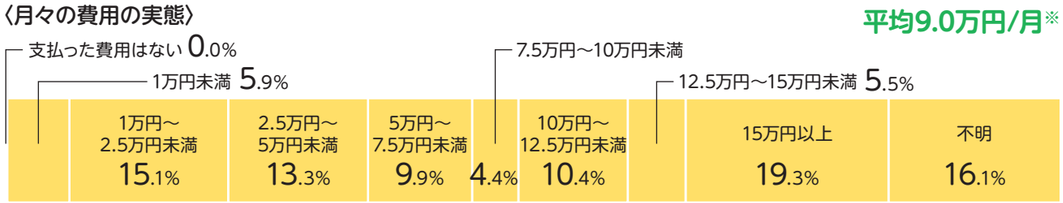

※「支払った費用はない」を0円として平均を算出　出典:(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2024(令和6)年度

正しく告知いただくために
介護共済（介護保障保険（団体型））

共済は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障し合う制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。
この共済への新たなご加入もしくは保障金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「該当しない」となる方です。以下に、被共済者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被共済者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

告知の義務

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この共済に新たにご加入もしくは保障金額の増額をお申込みいただく際には、被共済者ご本人（代理告知の場合には、代理人を含みます。）に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすること（質問事項）を十分ご確認のうえ、ご回答が全て「該当しない」となる場合にお申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

代理告知

- 被共済者となる組合員の親・配偶者の親から「申込書兼告知書」にて告知いただくことが困難な場合、組合員が被共済者となられる方を代理して告知いただくことができます。
  組合員が親の代理告知を行う場合、被共済者となる方に代理して告知することの了承をいただき、健康状態等の質問事項をすべて説明いただいたうえで、代理告知いただきます。

＊配偶者は配偶者自身が申込み・告知する必要があります。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 所属組合事務担当者・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被共済者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っています。
  傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではなく、「申込書兼告知書」に記載の質問事項が全て「該当しない」となる場合は加入・増額いただくことができます。詳細は、「『申込書兼告知書』の質問事項」（P20）をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項（質問事項）は、「申込書兼告知書」に記載してあります。もし、これらについて、契約者、被共済者となられる方または代理人の故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります※。
- 責任開始日から1年を経過していても、給付金のお支払事由が1年以内に発生していた場合（責任開始時前に原因が生じていたことにより、給付金のお支払いが行われない場合を含みます。）には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、給付金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。（ただし、給付金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、給付金のお支払いをいたします。）

※告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でも契約者、被共済者となられる方または代理人が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

＊「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。（詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「給付金をお支払いしない場合」をご確認ください。）

ご加入後、告知内容等を再度確認させていただくことがあります。

- ご加入後にUAゼンセンが改めて親に直接、健康状態の質問事項に該当するものがないか確認させていただくことがあります。
- この結果、告知すべき何らかの事実を思い出された場合（「申込書兼告知書」の提出時に質問事項に対する答えが「該当しない」であったものの、「該当する」が正当であることが判明した場合）には、所属組合・UAゼンセン窓口経由生命保険会社にお申し出ください。この場合、加入・増額の取消等を行うことになります。

給付金のご請求の際、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被共済者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項

- 新規加入（追加加入）・保障金額を増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の表紙に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知（「申込書兼告知書」の「質問事項回答（告知欄）」に「該当しない」「該当する」を記入）してください。
- ただし、組合員が親の代理告知を行う場合は、被共済者となる方に代理して告知する旨を了承いただき、健康状態等の質問事項をすべて説明いただいたうえで、親が回答した内容を告知（「申込書兼告知書」の「質問事項回答（告知欄）」に「該当しない」「該当する」を記入）してください。
- 「申込書兼告知書」は、組合員から所属組合にご提出ください。
- 質問事項1～6に対する答えが一つでも「該当する」となる方は新規加入（追加加入）・保障金額を増額することはできません。
- 「申込書兼告知書」を提出いただく際には、事前にパンフレット等に記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）および個人情報の取扱い等を必ず確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、申込者それぞれが「自署（フルネーム）」欄に自署してください。
  組合員が親の代理で「申込書兼告知書」に記入する場合は、パンフレット記載内容を説明し、保障内容が親の意向に合致していることを確認するとともに、介護共済の被共済者となることを同意いただいたうえで、組合員が「申込書兼告知書」を記入し、親の「自署（フルネーム）」欄に組合員の氏名を自署してください。配偶者は配偶者自身が申込み・告知する必要があります。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は次のとおりです。

■ 健康状態の質問事項

質問1　申込日（告知日）現在、日常生活上の行為※1を行う際に、他人の介護や付き添い（一部介助※2・見守り※3・支え※4を含む）を受けている。

※1 日常生活上の行為とは、食事・歩行・寝返り・立ち上がり・入浴・排せつ・衣類着脱・金銭の管理をいいます。
※2 一部介助とは、自立（自立とは基本的に自分ひとりで日常生活上の行為ができる状態のことを指します）に近い状態でありながら、見守りや誘導、簡単なサポートが必要な状態のことをいいます。
※3 見守りとは、そばについて、いつでも必要な援助を行える態勢をとることをいいます。
※4 支えとは、手助けすることをいいます。

質問2　申込日（告知日）現在、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けている、または要介護・要支援の認定申請をしている。

質問3　申込日（告知日）現在、医療機関に入院中もしくは医師の指示による在宅療養中※5である。または医師により入院・手術をすすめられている。

※5 療養とは治療と養生のことで、病気やけがの手当てをし、体を休めて健康の回復をはかることです。
在宅療養とはこうした過程を入院などではなく、ご自宅など住みなれた環境（在宅）で過ごすことです。

質問4　申込日（告知日）現在、骨折（手足の指を除く）・脊髄損傷で医師の治療・投薬を受けている。

＊経過観察として医師の診察を継続している場合やリハビリ中の場合を含みます。

質問5　申込日（告知日）から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがある。

質問6　申込日（告知日）から過去5年以内に以下の病気により医師の治療・投薬を受けたことがある。

〈16疾病〉

1 悪性新生物（がん・肉腫・白血病・リンパ腫等）または上皮内新生物（上皮内がん）
2 関節リウマチ
3 筋萎縮性側索硬化症
4 後縦靱帯骨化症
5 骨折を伴う骨粗鬆症
6 認知症・軽度認知障がい（MCI）・アルツハイマー病・レビー小体病
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
8 脊髄小脳変性症
9 脊柱管狭窄症
10 早老症
11 多系統萎縮症
12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13 脳血管疾患
14 閉塞性動脈硬化症
15 慢性閉塞性肺疾患
16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

質問事項1～6に対する答えが、一つでも「該当する」となる方は、新規加入（追加加入）・保障金額の増額をすることができません。

申込日から過去5年以内に16疾病（P20）により医師の治療・投薬を受けたことがある方は加入（増額）いただくことができません。

ご注意 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合（「申込書兼告知書」の提出時に質問事項に対する答えが「該当しない」であったものの、「該当する」が正当であることが判明した場合）には、所属組合・UAゼンセン窓口経由引受保険会社にお申し出ください。この場合、加入・増額の取消等を行うことになります。

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 2024.8　K2024-194

介護給付金は、加入（増額）日以後の傷害または疾病を原因とした場合、お支払対象となります！

16疾病に該当しない場合であっても、加入（増額）日前の傷害または疾病を原因とした場合は、介護給付金をお支払いすることができません。

たとえば加入（増額）日前から以下に該当するような場合、介護給付金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

心疾患などで治療中の方

難病に罹患している方

精神疾患に罹患している方

障がいがある方

※シルバーカー、杖など。
補助具※をお使いの方

介護給付金はお支払いできません！

- **事例①** 加入（増額）日前から軽度認知障がいを発症しており、その後、認知障がいが進行して、加入（増額）日後に要介護2の認定を受けた。
- **事例②** 加入（増額）日前から癌を発症しており、その後、癌が進行して、加入（増額）日後に要介護2の認定を受けた。

〈よくあるご照会〉

Q：〈健康状態の質問事項〉質問2で「現在、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けている」とありますが、要介護2以上の認定でなければ「該当しない」として加入できますか？

A：要支援1・2、要介護1も含みます。公的介護保険制度から認定を受けていれば、認定の度合いに関わらず、加入いただけません。

Q：〈健康状態の質問事項〉質問3で「現在、医療機関に入院中もしくは医師の指示による在宅療養中である。または医師により入院・手術をすすめられている。」とありますが、病気やけがの種類を問わず、記載の状況であれば「該当する」として、加入不可となるのでしょうか？

A：病気やけがの種類を問わず、記載の状況に該当していれば加入いただくことはできません。その後、症状が回復して記載の状況に該当しなくなり、他の質問事項にも該当していなければ、加入いただくことができます。なお、加入（増額）日前の病気やけがを原因とした場合には、介護給付金をお支払いすることができません。

Q：筋萎縮性側索硬化症といった難病の指定や、がんの告知などを受けていても加入できるのでしょうか？

A：申込日から過去5年以内に〈健康状態の質問事項〉質問6に列挙されている16の疾病により、医師の治療・投薬を受けたことがある場合には、ご加入いただくことができません。筋萎縮性側索硬化症やがんは16の疾病に含まれますので、申込日から過去5年以内に医師の治療・投薬を受けたことがある場合には、ご加入いただくことができません。また、質問6に列挙されている16の疾病に当てはまらない場合であっても、他人の介護や付き添いを受けたり、在宅療養をしている場合は、質問1や質問3に該当しますので、ご加入いただくことができません。告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込み内容を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえお申込みください。

ご注意 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。また、「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金をお支払いできないことがありますので、必ずご確認ください。特に申込時点で既往症や持病がある方などは、質問事項に該当していないか十分にご確認のうえお申込みください。

Q&A

加入関係

Q. 公的介護保険制度があるのに、介護共済に加入する必要はあるのでしょうか。

A. 公的介護保険制度は、39歳以下の方は対象外であり、40歳～64歳の方では「加齢に伴う16種類の特定の疾病」を原因とする要介護・要支援状態の場合のみ認定対象となります。公的介護保険制度の対象になる場合も、自己負担（所得によって1割～3割）があるので、自助努力による備えが大切です。

Q. 親を加入させたいのですが、高齢でも加入することができますか。

A. 組合員の親、配偶者の親も満85歳まで新規に加入・増額いただくことができ、最長満90歳まで保障を継続いただくことができます。

＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「加入資格と保障金額」をご確認ください。

Q. 傷病歴があった場合、加入することはできないのでしょうか。

A. 傷病歴があった場合でも、全てのご加入のお申込みをお断りするものではなく、「申込書兼告知書」表紙に記載の被共済者に関する健康状態の質問事項の回答が「該当しない」となる場合は加入いただくことができます。ただし、加入（増額）日前の傷害または疾病を原因とした場合は、介護給付金をお支払いすることができません。

＊詳細は、「正しく告知いただくために」の「『申込書兼告知書』の質問事項」（P20）、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「主な保障内容」をご確認ください。

Q. 自分の親だけでなく、配偶者の親も加入させたいのですが、可能ですか。また、親だけを加入させることはできますか。

A. 組合員、配偶者、組合員の親だけでなく、配偶者の親も加入いただくことができます（最大6名）。
組合員の親のご加入には組合員本人が、また、配偶者の親のご加入には組合員本人+配偶者のご加入が必要です。

＊組合・企業・共済会等が掛金を負担し所定の組合員を被共済者とする「団体型」に組合員が加入されている場合、親だけを加入させることが可能です。

Q. 親が遠隔地に住んでいるのですが、親が加入するときに親本人が申込書に記入しないといけないのでしょうか。

A. 親に代わって、組合員が申込み・告知（代理申込み・告知）いただくことができます。

＊代理申込み・告知を行う場合、被共済者となる親にパンフレット記載内容を説明し、保障内容が親の意向に合致していることを確認するとともに、介護共済の被共済者となることの同意を取得し、代理して申込み・告知することの了承を得たうえで、健康状態等の質問事項を説明いただき、代理申込み・告知してください。
詳細は、「正しく告知いただくために」（P19～21）をご確認ください。

Q. 養父母は加入することはできないのでしょうか。

A. 普通養子縁組の場合、実父母との親族関係が終了していないため、実父母・養父母とも加入することができます。
（ただし、組合員の親・配偶者の親としてそれぞれ最大2名まで。）
なお、特別養子縁組の場合、実父母との親族関係がなくなるため、養父母のみ加入することができます。

掛金関係

Q. 加入時点の掛金額が加入後も継続するのでしょうか。

A. 満15歳～満65歳まで（現役世代）は、原則掛金額は変わりません。満66歳以降は、年齢に応じて高くなりますが、UAゼンセンのスケールメリットを活かした制度と相互扶助のしくみにより、親世代にもご加入しやすい掛金設定にしています。

＊加入されている方の年齢構成等によりP6の掛金額を見直す可能性があります。この場合、掛金額が増減することがあります。
＊詳細は、「月額掛金」（P6）、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「掛金」をご確認ください。

Q. 税制上、保険料控除の対象となるメリットはあるのでしょうか。

A. 掛金のうち、制度運営費・配当金金額を控除した金額は、所得税・住民税における介護医療保険料控除の対象となりますので、実質的に掛金負担が軽減される場合があります。

＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「税務上のお取扱い」をご確認ください。

給付関係

Q. 給付金は、どのような場合に支払われるのでしょうか。

A. 公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定された場合に、「介護給付金」をお支払いします。また、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる39歳以下の方も保障対象となっており、更に、公的介護保険制度では40歳～64歳の方は「加齢に伴う16種類の特定の疾病」の場合のみ認定対象ですが、当共済は「加齢に伴う16種類の特定の疾病」以外の病気やケガでも給付対象です。お亡くなりになった場合には、「死亡給付金」をお支払いします。

＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「主な保障内容」をご確認ください。

Q. 亡くなる前に介護給付金の支給要件に該当していても、亡くなった後では死亡給付金しか請求できないのでしょうか。

A. 死亡給付金の請求を受けても、介護給付金が支払われるときは、死亡給付金ではなく、支払額が大きくなる介護給付金をお支払いします。

退職関係

Q. 退職により組合員でなくなった場合、自分や配偶者、親は脱退しないといけないのでしょうか。

A. 「UAゼンセン福祉共済会」に加入することで、退職後も配偶者や親を含めて、保障を継続いただくことができます（組合が認めた場合）。

＊年会費1,800円が必要となります。
＊組合員が「団体型」にも加入していた場合は、退職に伴い「団体型」から脱退となるため、配偶者や親はその時点で「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「加入資格と保障金額」記載の加入条件・保障金額の要件を不要とする取扱いがなくなります。そのため、加入条件・保障金額の要件を満たしていない場合は、満たすようにする必要があります。
＊詳細は、「ご加入に際しての留意事項」「契約概要」の「退職後の継続加入等」をご確認ください。